

原子力小委員会の中間整理に対する意見

平成 26 年 12 月 3 日
日本原子力研究開発機構
理事長 松浦 祥次郎

原子力小委員会の中間整理に対して、意見を 3 点述べさせていただきます。

1. 「Ⅲ. 我が国のエネルギー事情の原子力の位置付け」に関して

下記の主旨を追記すべきと考えます（追加箇所案：P 7 上 19 行と上 20 行の間、第 10 回小委員会にて同主旨を発言しています）。また、下限値／上限値を決定する必要性があることは、「Ⅰ. 総論」（P 1）の最終段落にも含めて追記すべきと考えます。

○原子力小委員会における議論が将来のエネルギー政策決定に反映されることを想定すれば、エネルギー供給の全体像の中での原子力の位置付けについて、定量的な意見を示すべきである。これまでの日本の原子力の政策では、原子力をどれくらい使うかという上限は特に決められず進んできた。現在は原子力の比率を可及的に減少させるという基本政策のもとで、その下限を探るという形の政策になっており、この点で、大きな方向転換がなされたと受け止めている。一方で、原子力は、エネルギー基本計画においてベースロード電源として位置付けられており、下限はゼロではない。したがって、原子力の位置付けとして、下限／上限としてどれくらいなのか、というある種の幅のようなものを示すことが必要である。

2. 「Ⅳ. 原発依存度低減の達成に向けた課題」に関して

【廃炉に伴う放射性廃棄物の処分】に、下記の主旨を追記すべきと考えます（第9回小委員会にて同主旨を発言しています）。

○福島第一原子力発電所の廃炉から出てくる廃棄物は、燃料デブリも含め、これまでの通常の運転において出てきたものと異なり非常に多様であるため、今までの考え方での対応は困難。他に核燃料サイクル関連の様々な施設や研究開発施設からも多様な廃棄物が出てくることから、これらを統一的に捉えて、抜け落ちが無く確実に処理・処分できるよう、総合的で精緻な議論が必要である。

[追加箇所案：P 9 上18行と上19行の間]

3. 「Ⅵ. 競争環境下における原子力事業の在り方」について

【その他の事業環境整備に係る事項】に、下記の主旨を追記すべきと考えます。

○原子力発電所の40年運転制限については、今後、海外知見や国際的な動向も踏まえながら、確固たる安全性に関する科学的・技術的根拠に基づいて、速やかに検証を行うべき。

[追加箇所案：P 20 下4行と下5行の間]

以 上